

Ⅲ. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する基本的事項について

1. 背景と意義

1-1 環境性能を考慮した物品調達の必要性和意義

自動車の購入及び賃貸借（以下「購入等」という。）に係る契約に当たっては、初期費用のみを考慮した調達を行うのではなく、供用期間中における燃料の使用に伴う温室効果ガス等の排出や燃料費用の支出等についても適切に判断した上で、契約を締結することが温室効果ガス等の排出抑制の観点等から必要である。調達者側においてこうした環境に配慮した契約を推進することが、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と経済が両立する新しい社会づくりのために役立つことが期待される。

1-2 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた、自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に自動車の購入等に係る契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものである。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、調達者は調達条件を踏まえて適切に対応することが必要である。

2. 契約方式の解説

2-1 自動車の購入等に係る契約方式の基本的考え方

本契約方式は、購入等の後にエネルギーを大量に使用する自動車の調達に係る契約に適用するものであり、調達に当たっては、初期価格のみならず、使用に伴い排出される温室効果ガスに関する環境性能（燃費）を総合的に評価する。本契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

① 契約締結の選定基準

- グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合は、車種別の自動車³³に係る判断の基準を満足する車両であることが前提条件。
- 価格のほかに価格以外の要素（環境性能）を評価の対象に加えて評価し、環境性能と価格の両面から評価した結果として最も評価の高い案を提示した者と契約を締結（総合評価落札方式）。

② 入札時の考慮事項

- 調達時の要求性能等に関しては、必要以上に入札を制限することがないように配慮しつつも、行政目的等が確実に達成できるように適切に勘案し、入札者等に誤解が生じないよう明確に定めること。
- 具体的な条件については、使用状況を踏まえつつ、調達者において設定すること。

2-2 対象となる車種の考え方

（1）総合評価落札方式の対象車種

当分の間、何らかの基準により燃費が公表されているものに限ることとする。

また、車種等の具体的な条件については、当該自動車を使用する行政目的や使用状況を踏まえつつ、調達者において条件を設定し、その条件の下で選定基準に基づき契約者を選定する。その際、入札の公正な実施を確保するため、排気量、使用目的、要求性能等の入札条件を事前に明確に示す必要がある。

政府実行計画において、政府の公用車については、代替可能な電動車³⁴がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とすることとしており、令和4年2月のグリーン購入法に基づく基本方針の改定により、電動車の普及状況等を踏まえ、自動車に係る判断の基準等の見直しが実施されたところである。特に乗用車については全て電動車等³⁵の調達を義務づけると

³³ 乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタの6車種

³⁴ 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車

³⁵ 電動車及び水素自動車

ともに、併せてハイブリッド自動車については、排出ガス基準及び燃費基準を満たすことを求めている。乗用車以外の5車種についても、基準値1³⁶として電動車等、基準値2³⁷として次世代自動車³⁸又は当該車種に係る燃費基準等への適合を求めている。

本契約で採用する総合評価落札方式は、価格と環境性能を総合的に評価する方式であることから、価格面においても相応の競争力を有すること、すなわち、一定程度普及段階にある自動車であることが、本契約方式による入札の前提の要件となる。このため、現段階における電動車等の普及状況を勘案して、電動車等においてはハイブリッド自動車のみを本契約方式の対象として扱うものとする。なお、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車について本契約方式を実施する場合は、市場への普及状況及び価格面の競争力等を踏まえ、基準値等を適切に判断するものとする。

また、電動車等に代替が困難な用途の車両等（ガソリン自動車、ディーゼル自動車等）の場合にあっては、引き続き本契約方式による調達を実施するものとする。

（２）行政目的に応じた調達

環境性能に優れた新たな自動車の普及促進、新技術の実証実験の支援といった行政目的を持つ場合は、その目的に対応した条件を設定した調達（当該車種の指定等）が可能である。また、燃料種が異なる場合（ガソリン、軽油等）においても、当該燃料種及び車両重量に対応した燃費基準により比較評価が可能であるが、行政目的や使用用途、想定される走行距離等により、燃料種別等ごとに異なる入札条件の設定が必要である場合、その実施を妨げるものではない。

2-3 総合評価落札方式

（１）総合評価落札方式の考え方

総合評価落札方式は、入札価格に係る評価点（入札価格点）のほかに、価格以外の要素に係る評価点（技術点）を評価の対象に加えることで品質を総合的に評価し、技術と価格の両面を評価した結果として最も優れた者を落札者として決定する方式である。

自動車の購入等に係る契約において、価格以外の要素として評価する環境性能として、本契約方法にあっては、当分、使用段階の二酸化炭素排出量の削減とする。

自動車の使用段階における二酸化炭素排出量は、燃料使用量と恒等であり、また、燃料使用量は貨幣換算することができる。このため、自動車の環境性能の評価項目に係る指標は「燃費（km/ℓ）」とする。

³⁶ グリーン購入法に基づく基本方針において、基準値1は「判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの」と定義されている。

³⁷ 基準値2は「判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの」と定義されている。

³⁸ 電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車

ア. 評価方式の概要

総合評価落札方式においては、提案の内容は評価指標をもとに得点に換算され、この得点と入札価格を比較した評価値を求めることによって、最もコストパフォーマンスの優れた提案を判断する。具体的な評価値は、以下の方法で算定する（式1）。

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点}}{\text{入札価格点}} \quad \cdots \text{（式1）}$$

評価値が最も高い者が落札者

あらかじめ定めた計算方法により提案内容を得点換算

例えば、1万円を1点にするなど入札価格を点数化する

イ. 評価の考え方

本契約で用いる評価方式は、入札説明書等に記載された要求要件（＝調達者が示す標準案の状態）を満足しているかを判断し、満足している場合には、標準点（＝100点）を与える。さらに、環境性能について標準案の状態を上回る部分に対して、標準点を基準として、評価に応じた加算点を与えるものとする。

具体的な得点は、標準点と加算点の合計とする（式2）。

$$\text{得点} = \text{標準点} + \text{加算点} \quad \cdots \text{（式2）}$$

ウ. 標準点と加算点

上記のとおり、要求要件（＝調達者が示す標準案の状態）を満足している場合の標準点を100点とする。

また、加算点については、行政目的、使用状況等を踏まえ、以下の内容について調達者が適切に設定する必要がある。

- | | |
|--------|--|
| □ 評価指標 | 燃費（燃料1ℓ当たりの走行距離） |
| □ 標準点 | 要求要件の水準を満たしている場合の得点 |
| □ 換算方法 | 評価指標を用いて最低限の要求要件を満足する状態を基準（標準点が付与される状態）として環境性能の向上に応じて評価指標の数値に比例して加算点を与える方法 |

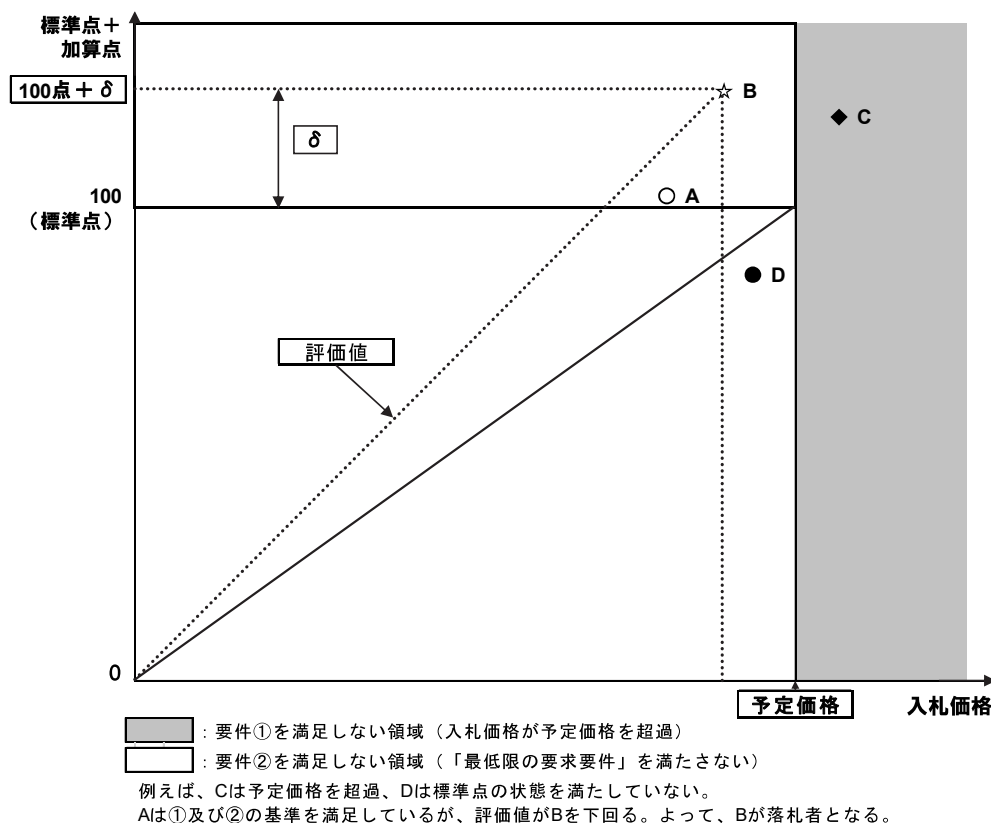
エ. 選定方法

本評価方式の場合、クリアすべき最低要件として、

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること
- ② 技術提案が評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること
- ③ その他、行政目的に応じて仕様に記載された事項に合致していること

があげられる。

上記①～③を満足するものの中から評価値の最も高いものを落札者とする。本方式の評価値を用いた落札者選定のイメージは、図Ⅲ－2－1 のとおり。



図Ⅲ－2－1 総合評価落札方式で行う評価値を用いた落札者選定のイメージ

(2) 燃費基準値、燃費目標値及び加算点の考え方

自動車の購入等に係る契約における環境性能の評価指標は燃費である。標準値はグリーン購入法に基づく基本方針に定める車種別・燃料種別の燃費基準値とし、目標状態の燃費目標値は車種・燃料種によらず燃費基準値の2倍とする。なお、グリーン購入法の基本方針を適用せずに発注する場合は、仕様書等に示した最低限の燃費値を燃費基準値（燃費目標値は燃費基準値の2倍であることは同じ）として設定するものとする。

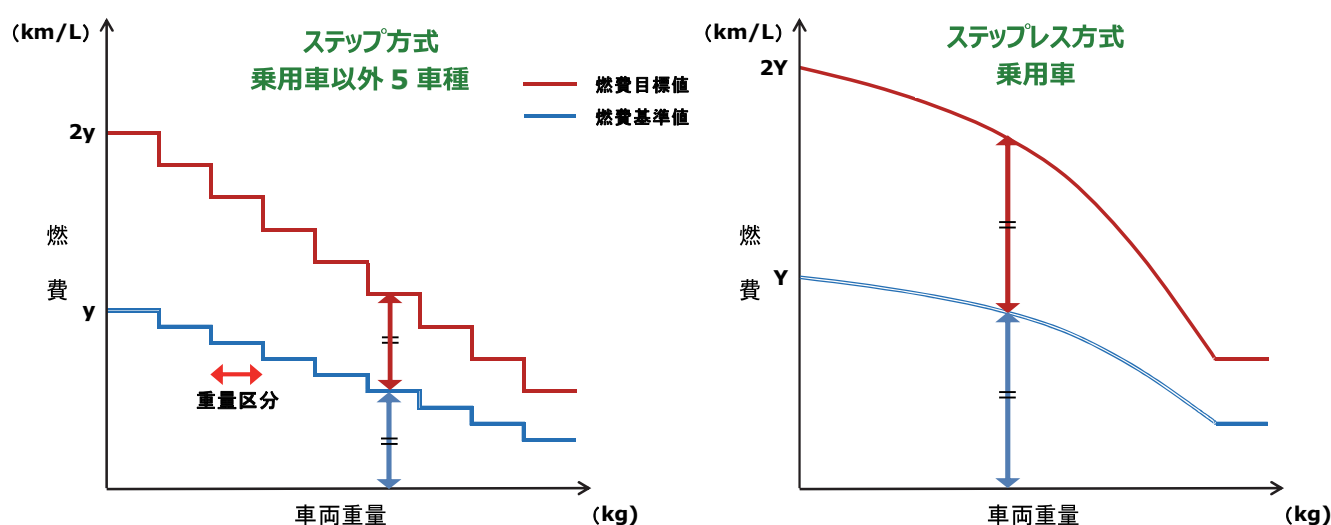
加算点の満点は50点とし、燃費目標値以上の場合にあっても50点を上限（満点）とする。加算点は、当該自動車が評価指標において、目標値と基準値の間のどの位置にあるのかを評価するものであり、具体的には以下の方法で求める。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \quad \dots (式3)$$

式 3 において、加算点の満点は 50 点、燃費目標値は燃費基準値の 2 倍であることから、以下の式 4 のとおりとなる。

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}} \quad \dots (式 4)$$

また、図Ⅲ－2－2 は、燃費基準値と燃費目標値の関係を示したもので、左図が車両重量区分（ステップ方式）ごとの燃費基準値・燃費目標値のイメージ（グリーン購入法における乗用車以外の 5 車種）であり、右図がステップレス方式の燃費基準値・燃費目標値のイメージ（同乗用車）である。



図Ⅲ－2－2 燃費基準値及び燃費目標値のイメージ

（３）評価値の算定例（購入の場合）

○ハイブリッド乗用車の例

以下に、自動車を購入（交換を含む）する場合の具体的な評価値の算定例を示す。算定に当たっては、ハイブリッド乗用車で仮定の例を示すこととする。

試算対象と評価値の試算結果は、表Ⅲ－2－1 のとおりである。

表Ⅲ－2－1 ハイブリッド乗用車の評価の例

車名	車両重量 (kg)	提案車燃費 (km/L)	燃費基準値 (km/L)	燃費目標値 (km/L)	①得点注	②価格点 (1点/万円)	評価値 (①/②)	順位
A	1,100	32.6	21.4	42.8	126.2	236	0.535	1
B	1,300	20.5	20.3	40.6	100.5	235	0.426	5
C	1,180	27.8	21.0	42.0	116.2	220	0.528	2
D	1,270	22.0	20.5	41.0	103.7	217	0.478	4
E	1,040	22.2	21.7	43.4	101.2	195	0.519	3

注：得点＝標準点（100 点）＋加算点（以下の評価例において同じ）

表Ⅲ－２－１ に示したハイブリッド乗用車の評価値の計算式は以下のとおり。

◇車名 A

標準点：100 点 加算点：50 点× (32.6－21.4) / 21.4＝26.2 点 ←式 4

得 点：100 点＋26.2 点＝126.2 点 ←式 2

評価値：126.2 点／236 点＝0.535 ←式 1

◇車名 B

標準点：100 点 加算点：50 点× (20.5－20.3) / 20.3＝0.5 点

得 点：100 点＋0.5 点＝100.5 点 評価値：100.5 点／235 点＝0.426

◇車名 C

標準点：100 点 加算点：50 点× (27.8－21.0) / 21.0＝16.2 点

得 点：100 点＋16.2 点＝116.2 点 評価値：116.2 点／220 点＝0.528

◇車名 D

標準点：100 点 加算点：50 点× (22.0－20.5) / 20.5＝3.7 点

得 点：100 点＋3.7 点＝103.7 点 評価値：103.7 点／217 点＝0.478

◇車名 E

標準点：100 点 加算点：50 点× (22.2－21.7) / 21.7＝1.2 点

得 点：100 点＋1.2 点＝101.2 点 評価値：101.2 点／195 点＝0.519

評価値は、A＞C＞E＞D＞B となり、評価値が最も高い車名 A を提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点することにより、入札価格が最も高いが、燃費が最も優れた（加算点が最も多い）ものが選択された。

○ハイブリッド軽乗用車の例

ハイブリッド軽乗用車（排気量 660cc 以下）の仮定の算定例を示す。なお、グリーン購入法では、軽自動車は乗用車として区分される。

試算対象と評価値の試算結果は、表Ⅲ－２－２ のとおりである。

表Ⅲ－２－２ ハイブリッド軽乗用車の評価の例

車名	車両重量 (kg)	提案車燃費 (km/L)	燃費基準値 (km/L)	燃費目標値 (km/L)	①得点	②価格点 (1点/万円)	評価値 (①/②)	順位
A	780	26.0	22.8	45.6	107.0	119	0.899	1
B	820	23.0	22.6	45.2	100.9	114	0.885	3
C	830	24.7	22.6	45.2	104.6	131	0.790	5
D	840	25.0	22.6	45.2	105.3	135	0.780	7
E	850	23.9	22.5	45.0	103.1	132	0.781	6
F	780	28.1	22.8	45.6	111.6	126	0.886	2
G	810	22.8	22.6	45.2	100.4	116	0.866	4

表Ⅲ－2－2 に示したハイブリッド軽自動車の評価値の計算式は以下のとおり。

◇車名 A

標準点：100 点 加算点：50 点× (26.0－22.8) / 22.8＝7.0 点

得 点：100 点＋7.0 点＝107.0 点 評価値：107.0 点 / 119 点＝0.899

◇車名 B

標準点：100 点 加算点：50 点× (23.0－22.6) / 22.6＝0.9 点

得 点：100 点＋0.9 点＝100.9 点 評価値：100.9 点 / 114 点＝0.885

◇車名 C

標準点：100 点 加算点：50 点× (24.7－22.6) / 22.6＝4.6 点

得 点：100 点＋4.6 点＝104.6 点 評価値：104.6 点 / 131 点＝0.790

◇車名 D

標準点：100 点 加算点：50 点× (25.0－22.6) / 22.6＝5.3 点

得 点：100 点＋5.3 点＝105.3 点 評価値：105.3 点 / 135 点＝0.780

◇車名 E

標準点：100 点 加算点：50 点× (23.9－22.5) / 22.5＝3.1 点

得 点：100 点＋3.1 点＝103.1 点 評価値：103.1 点 / 132 点＝0.781

◇車名 F

標準点：100 点 加算点：50 点× (28.1－22.8) / 22.8＝11.6 点

得 点：100 点＋11.6 点＝111.6 点 評価値：111.6 点 / 126 点＝0.886

◇車名 G

標準点：100 点 加算点：50 点× (22.8－22.6) / 22.6＝0.4 点

得 点：100 点＋0.4 点＝100.4 点 評価値：100.4 点 / 116 点＝0.866

評価値は、A>F>B>G>C>E>D となり、評価値が最も高い車名 A を提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点することにより、入札価格順位が 3 番目、燃費順位が 2 番目（加算点が 2 番目）のものが選択された。

○小型貨物車の例

以下では、電動車等に代替が困難な小型貨物車（最大積載量が 1 トン程度、バンタイプで変速装置の方式はオートマチック）であって、ガソリン貨物車及びディーゼル貨物車が混在する場合の仮定の算定例を示す。

試算対象と評価値の試算結果は、表Ⅲ－2－3 のとおりである。なお、車名 A がディーゼル貨物車であり、車名 B から車名 E まではガソリン貨物車である。

表Ⅲ－2－3 に示した小型貨物車の評価値の計算式は以下のとおり。

◇車名 A（ディーゼル貨物車）

標準点：100 点 加算点：50 点× (13.0－12.3) / 12.3＝2.8 点

得点：100点＋2.8点＝102.8点 評価値：102.8点／344点＝0.298

◇車名 B（ガソリン貨物車）

標準点：100点 加算点：50点×（10.2－9.5）／9.5＝3.7点

得点：100点＋3.7点＝103.7点 評価値：103.7点／340点＝0.305

◇車名 C（ガソリン貨物車）

標準点：100点 加算点：50点×（11.2－9.5）／9.5＝8.9点

得点：100点＋8.9点＝108.9点 評価値：108.9点／346点＝0.315

◇車名 D（ガソリン貨物車）

標準点：100点 加算点：50点×（9.7－9.5）／9.5＝1.1点

得点：100点＋1.1点＝101.1点 評価値：101.1点／333点＝0.304

◇車名 E（ガソリン貨物車）

標準点：100点 加算点：50点×（10.9－10.0）／10.0＝4.5点

得点：100点＋4.5点＝104.5点 評価値：104.5点／324点＝0.323

表Ⅲ－2－3 小型貨物車の評価の例

車名	車両重量 (kg)	提案車燃費 (km/L)	燃費基準値 (km/L)	燃費目標値 (km/L)	①得点	②価格点 (1点/万円)	評価値 (①/②)	順位
A注	1,840	13.0	12.3	24.6	106.0	344	0.298	5
B	1,790	10.2	9.5	19.0	105.4	340	0.305	3
C	1,780	11.2	9.5	19.0	110.9	346	0.315	2
D	1,780	9.7	9.5	19.0	101.1	333	0.304	4
E	1,700	10.9	10.0	20.0	106.8	324	0.323	1

注：「車名 A」はディーゼル貨物車、「車名 A」以外はガソリン貨物車

評価値は、E＞C＞B＞D＞A となり、評価値が最も高い車名 Eを提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点することにより、入札価格が最も安く、燃費順位が2番目（加算点が2番目）のものが選択された。

（4）評価値の算定例（賃貸借の場合）

自動車の賃貸借においても、上記（3）の購入に係る評価方式と同様の総合評価落札方式を適用することとする。ただし、賃貸借の場合は、契約期間（＝供用期間）の長短に応じて、使用段階における環境負荷が増減することから、加算点の満点を賃貸借の契約期間に応じて変更する必要がある。具体的には、上記（3）のハイブリッド乗用車の例においては、購入後の供用期間が7年間で加算点の満点を50点としているところであるが、例えば賃貸借の契約期間が3年の場合は3/7（加算点の満点は21点）を、5年の場合は5/7（加算点の満点は36点）を乗じることとする。

なお、契約期間が3年未満であって、かつ当該仕様を満たす車種間の燃費の差が小さい場合など、評価に当たって環境性能がほとんど寄与しない場合は、調達者の判断により、必ず

しも本方式を適用しないものとする。

◇保守業務等を含めた賃貸借契約の考え方

自動車に係る賃貸借契約は、車両の点検等の保守業務等を含めた、いわゆるメンテナンスリース契約を締結³⁹するケースが多くあり、この場合、自動車本体価格（諸費用を含む）に加え、保守業務等費用を合わせた契約となる。保守業務等が適切に実施されることにより一定の燃費性能の維持・向上効果が見込まれる。そのため、保守業務等の適切な評価体制が構築済又は構築が可能な場合は、調達者の判断により、契約に含める保守業務等の内容に応じて、加算点に保守業務等で得られる環境性能を加えることができるものとする。

$$\text{環境性能} = \text{燃費} + \text{保守業務等}$$

なお、保守業務等に係る環境性能の加算点は、燃費の加算点の満点の2割程度（例えば燃費の加算点の満点が50点の場合は保守業務等の満点は10点）が適当と考えられる。

評価項目例（配点）	評価方法例								
法定点検以外の点検（7点）	○提案されたエンジン、動力伝達装置、電気装置、タイヤ・ホイール等の点検内容、当該点検による想定される燃費の維持向上効果及び点検頻度について審査により評価※する ・エンジン洗浄、エンジン調整等による空燃費の改善の提案 ・潤滑系統洗浄（フラッシング）による燃費の改善、エンジン出力の向上の提案 ・電気系統（点火系統）の強化による燃費の改善の提案 ・タイヤ空気圧点検、タイヤのローテーションの提案 等 【評価例】 最も優れた提案に7点を与え、以下3点ずつ減点し、上位3位まで加点 他の提案に比べ <table><tr><td>最も優れている</td><td>: 7点</td></tr><tr><td>2番目に優れている</td><td>: 4点</td></tr><tr><td>3番目に優れている</td><td>: 1点</td></tr><tr><td>それ以外</td><td>: 0点</td></tr></table> ※法定点検の内容と比較し、当該提案が法定点検よりどの程度優れているかという観点で審査することが考えられる	最も優れている	: 7点	2番目に優れている	: 4点	3番目に優れている	: 1点	それ以外	: 0点
最も優れている	: 7点								
2番目に優れている	: 4点								
3番目に優れている	: 1点								
それ以外	: 0点								

³⁹ （公社）リース事業協会調査によると、2023（令和5）年3月末現在の会員事業者のリース車保有台数に占めるメンテナンスリース契約の割合は64.4%となっている。

評価項目例（配点）	評価方法例								
消耗品の交換等（3点）	○提案された消耗品（エンジンオイル、オイルフィルタ、エアエレメント、タイヤ等）の燃費向上効果及び交換頻度※について審査により評価する ・エンジンオイルの役割（潤滑、冷却、気密保持、清浄分散、防錆防食等）を踏まえた適切なオイルの選択及び交換頻度の提案 ・長期使用（リデュース・リユース）に配慮したオイルフィルタやエアエレメントの選択及び交換頻度の提案 ・プラグやプラグコードの適切な交換の提案 ・転がり抵抗の低いタイヤの選択、適切な交換の提案 等 ※消耗品の交換に当たって不必要又は過度な交換頻度の提案は環境負荷低減に逆行するため評価を下げる 【評価例】 最も優れた提案に3点を与え、以下1点ずつ減点し、上位3位まで加点 他の提案に比べ <table> <tr> <td>最も優れている</td><td>: 3点</td></tr> <tr> <td>2番目に優れている</td><td>: 2点</td></tr> <tr> <td>3番目に優れている</td><td>: 1点</td></tr> <tr> <td>それ以外</td><td>: 0点</td></tr> </table>	最も優れている	: 3点	2番目に優れている	: 2点	3番目に優れている	: 1点	それ以外	: 0点
最も優れている	: 3点								
2番目に優れている	: 2点								
3番目に優れている	: 1点								
それ以外	: 0点								

一般的なメンテナンスリース契約に含まれる保守業務等としては、継続車検、法定点検、法定点検以外の点検、タイヤ、バッテリー、エンジンオイル等の消耗品の交換等が対象となる。これらの項目の中から、適切に評価項目を選定する必要がある。なお、継続車検及び法定点検については、道路運送車両法に基づく検査、点検整備であることから、全車両において実施すべきものであり、評価に含めないことが適当である。

保守業務等の環境性能を評価するために、入札に当たって提案者に求める保守業務等の項目として、例えば、以下のような項目が考えられる。

- 法定点検以外の点検に係る内容（点検内容、頻度、燃費向上効果等）
- 消耗品の交換等に係る内容（交換等の対象及び基準、燃費向上効果等）

下表は、法定点検以外の点検に7点、消耗品の交換等に3点を与えた場合の具体的な評価方法例である。

提案内容の評価に当たっては、調達者の恣意を極力排除し、公正な評価を行うことが重要である。このため、評価を実施するための審査会を組織する。審査会には、提案内容の適切な審査が可能な人員を適切なバランスで配することが必要である。

○ハイブリッド乗用車の例

自動車の賃貸借契約を行う場合の具体的な評価値の算定例を示す。算定に当たっては、上記（3）のハイブリッド乗用車を3年間（36か月）の賃貸借契約で調達する場合の仮定

の例を示すこととする。

上記のとおり、賃貸借の契約期間が3年の場合、加算点の満点を50点×3/7（供用期間7年のため）≒21点と設定し、加算点を算出する。

試算対象と評価値の試算結果は、表Ⅲ－2－4のとおりである。

表Ⅲ－2－4 ハイブリッド乗用車の評価の例（賃貸借の場合）

車名	車両重量 (kg)	提案車燃費 (km/L)	燃費基準値 (km/L)	燃費目標値 (km/L)	①得点	②価格点 ^注 (1点/千円)	評価値 (①/②)	順位
A	1,100	32.6	21.4	42.8	111.0	68.8	1.613	3
B	1,300	20.5	20.3	40.6	100.2	68.5	1.463	5
C	1,180	27.8	21.0	42.0	106.8	64.2	1.664	2
D	1,270	22.0	20.5	41.0	101.5	63.3	1.604	4
E	1,040	22.2	21.7	43.4	100.5	56.9	1.766	1

注：入札価格は3年（36か月）のリース契約の月額リース料を想定

表Ⅲ－2－1 に示したハイブリッド乗用車の評価値の計算式は以下のとおり。

◇車名 A

標準点：100点 加算点：21点×（32.6－21.4）／21.4＝11.0点

得点：100点＋11.0点＝111.0点 評価値：111.0点／68.8点＝1.613

◇車名 B

標準点：100点 加算点：21点×（20.5－20.3）／20.3＝0.2点

得点：100点＋0.2点＝100.2点 評価値：100.2点／68.5点＝1.463

◇車名 C

標準点：100点 加算点：21点×（27.8－21.0）／21.0＝6.8点

得点：100点＋6.8点＝106.8点 評価値：106.8点／64.2点＝1.664

◇車名 D

標準点：100点 加算点：21点×（22.0－20.5）／20.5＝1.5点

得点：100点＋1.5点＝101.5点 評価値：101.5点／63.3点＝1.604

◇車名 E

標準点：100点 加算点：21点×（22.2－21.7）／21.7＝0.5点

得点：100点＋0.5点＝100.5点 評価値：100.5点／56.9点＝1.766

評価値は、E＞C＞A＞D＞B となり、評価値が最も高い車名 E を提案した者と契約を結ぶことになる。

この例においては、価格が最も安い車名 E が選択された、環境性能の最も優れた車名 A は、第3位の評価となった。賃貸借の場合は、契約期間の長短に応じて加算点の満点を定めていることから、契約期間が7年に満たなければ、購入の場合に比べ、価格に重きが置

かれることとなる。

2-4 燃費基準を満たした車両が存在しない場合等

グリーン購入法の特定調達品目の対象となる自動車のうち、ハイブリッド自動車等燃費基準を満たすことが判断の基準となっている自動車については、総合評価落札方式において加算点を算定する場合に用いる燃費基準値は、当該自動車の燃料種及び車種に対応する区分ごとの燃費基準としている。

一方、行政事務の遂行に当たり、基準を満たす車両には目的に合致する適当な車両がない特別な場合、例えば、小型バス、貨物車、重量車において基準を満たした車両が存在しない場合等は、グリーン購入法の判断の基準によらない調達となることもやむを得ないこととしている。この場合は、発注者において具体的な発注要件を設定し、価格面だけでなく燃費性能においても競争性の確保に留意した上で、総合評価落札方式の適否を判断する。総合評価落札方式を実施する場合は、仕様書等に示した最低限の燃費値を燃費基準値として設定し、評価を行うものとする。

2-5 燃費試験法及び表示方法の移行

「エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）」に基づく燃費基準に係る乗用車等⁴⁰の燃費試験方法については、平成 28（2016）年 10 月から従来の JC08 モードに加え、国際基準に基づく測定法である WLTC モードにより実施することが可能となり、カタログ等への燃費表示についても、WLTC モード（併せて走行環境に応じた HML 燃費表示の導入）が平成 29（2017）年 7 月から適用されている。さらに、平成 30（2018）年 10 月からは WLTC モードに切り替わっており、燃費試験方法についても WLTC モードに切り替わりつつあるところである。

乗用車に係る 2020（令和 2）年度の燃費目標値は JC08 モードで、2030（令和 12）年度の燃費目標値は WLTC モードでそれぞれ設定されており、小型貨物車に係る省エネ法の目標年度である 2022（令和 4）年度の燃費目標値は JC08 モードで設定されている。このため、一定の期間において JC08 モードによる燃費値と WLTC モードによる燃費値が併存することとなるが、多くの車種については JC08 モードによる燃費表示も続くものと考えられる。なお、WLTC 燃費値のみの場合は、省エネ法における燃費目標の達成判定は、WLTC 燃費値により評価することとされており、本方式においても、省エネ法の評価と同様に WLTC 燃費値を使用することとする。他方、WLTC モードの全体的な傾向としては、WLTC 燃費値は JC08 燃費値と比較して同水準又はより低い（燃費悪化側）値となる傾向が確認されている。

⁴⁰ 省エネ法による WLTC モード燃費の対象車種は、ガソリン、軽油又は LP ガスを燃料とする乗車定員 10 人以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5 トン超の乗用自動車を除く。）及びガソリン又は軽油を燃料とする車両総重量 3.5 トン以下の道路運送車両法に基づく型式指定を受けた貨物自動車。なお、本契約方式（総合評価落札方式）の対象車種ではないが、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車についても、試験方法は WLTC モードによる。

上記の WLTC モードの傾向を踏まえると、自動車の購入等に係る環境配慮契約（総合評価落札方式）の評価において、燃費値を JC08 モードに替えて WLTC モードを採用することにより、環境負荷（CO₂ 排出量）をより重視した評価となること、その結果として燃料費用の削減によりコストの削減にもつながることが期待される。

このため、燃費試験方法及び燃費表示の移行期間において、乗用車等の環境配慮契約を行う場合は、以下の対応を図ることを原則とする。

- ① 評価する全ての自動車が WLTC モードによる燃費表示を行っている場合（JC08 モードによる燃費表示をともに行っている場合を含む。）は、WLTC 燃費値により評価するものとする。
- ② 上記①以外の場合は、JC08 燃費値を優先するものとする（WLTC 燃費値のみ表示している車両に限って WLTC 燃費値により評価）。

2-6 標準的な手続とスケジュール

自動車の購入等に係る契約の標準的な手続とスケジュールは、以下のとおり。

入札公告から入札までの日数は約 10 日必要であること、入札公告時には、年間走行距離、供用期間、車両形式や排気量等の仕様、使用目的、要求性能等の入札条件を明示することに注意を要する。



図Ⅲ-2-3 本契約方式による入札に係る手続

3. その他

調達者は、前項までの事項を踏まえた上で、次の点に留意しながら契約業務を行うものとする。基本的な事項は、以下のとおり。

- 公正な競争の確保のため、算定方式及び評価結果について情報公開を行う。
- 選定した自動車を購入等の後に適切な使用状況にあることを監視し、燃料使用量の削減を推進する。

◇資料編

◇総合評価落札方式による一般競争入札に付する事項（例）

入札公告時に入札条件として明示する事項の例（交換を含まない場合）を以下に示す。

表 総合評価方式による一般競争入札に付する事項の例

名称	自動車購入契約
購入物品の名称及び数量	乗用自動車（ハイブリッドの新車（未登録車に限る）） 1台
購入物品の特質等	▪ 車体の形状：セダン ▪ 総排気量：1,800cc 程度 ▪ 使用燃料：レギュラーガソリン ▪ 駆動方式：四輪駆動 ▪ 変速機：AT 又は CVT ▪ グリーン購入法により定められた自動車の判断の基準を満たすこと ▪ 年間走行距離：10,000km とする ▪ 供用期間：7年とする （その他詳細略）
納入期限	令和○年○月○日
納入場所	○○省車庫
入札方法	総合評価落札方式による入札であること。 入札に当たっては、入札書と併せて、燃費などの環境性能を示した性能等証明書を提出すること。
落札者の決定方法	次の要件に該当する者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。 ①入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。 ②納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件を全て満たしていること。

◇グリーン購入法の自動車に係る判断の基準（燃費基準値）

令和 6 年度以降の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の自動車に係る判断の基準（燃費基準値）は、以下のとおり。なお、自動車の種類、構造等の定義、判断の基準等の詳細については、同基本方針を参照のこと。

乗用車に係る燃費基準値（WLTC モード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第 1 位未満を四捨五入）

M：車両重量（kg）

α ：燃費基準達成率であって 0.8

β ：燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74

表 1 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準⁴¹

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が 741kg未満	24.6km/L 以上	27.1km/L 以上	19.2km/L 以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L 以上	27.0km/L 以上	19.2km/L 以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L 以上	26.1km/L 以上	18.5km/L 以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L 以上	25.8km/L 以上	18.3km/L 以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L 以上	24.0km/L 以上	17.1km/L 以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L 以上	22.4km/L 以上	15.9km/L 以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L 以上	20.9km/L 以上	14.9km/L 以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L 以上	19.4km/L 以上	13.8km/L 以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L 以上	18.2km/L 以上	12.9km/L 以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L 以上	17.0km/L 以上	12.1km/L 以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L 以上	15.9km/L 以上	11.3km/L 以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L 以上	14.9km/L 以上	10.6km/L 以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L 以上	14.0km/L 以上	10.0km/L 以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L 以上	13.1km/L 以上	9.3km/L 以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L 以上	11.7km/L 以上	8.3km/L 以上

備考）「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

⁴¹ グリーン購入法の乗用車のうちハイブリッド自動車に係る判断の基準は、表 1 に示された区分ごとの燃料種別の燃費基準値を満たし、かつ、乗用車に係る燃費基準値（WLTC モード燃費値）を満たす必要がある。

表2 小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準値

区 分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

備考) 「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

表3—1 ガソリン及びディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード又は WLTC モード燃費基準値

区 分			燃費基準値	
変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	ガソリン	ディーゼル
	741kg未満	構造A	25.3km/L以上	27.8km/L以上
	741kg以上 856kg未満		22.5km/L以上	24.8km/L以上
	856kg以上 971kg未満		20.4km/L以上	22.5km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		18.7km/L以上	20.6km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		16.7km/L以上	18.3km/L以上
	1,196kg以上		15.2km/L以上	16.7km/L以上
手 動 式	741kg未満	構造B	18.9km/L以上	20.8km/L以上
	741kg以上 856kg未満		18.4km/L以上	20.2km/L以上
	856kg以上 971kg未満		17.9km/L以上	19.7km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		17.5km/L以上	19.2km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		15.0km/L以上	16.5km/L以上
	1,196kg以上1,311kg未満		13.6km/L以上	14.9km/L以上
	1,311kg以上1,421kg未満		12.5km/L以上	13.8km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満		11.6km/L以上	12.8km/L以上
	1,531kg以上1,651kg未満		10.9km/L以上	11.8km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満		10.4km/L以上	15.1km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満		9.9km/L以上	14.3km/L以上
	1,871kg以上1,991kg未満			13.7km/L以上
	1,991kg以上			13.1km/L以上
手動式以外のもの	741kg未満	構造B	18.4km/L以上	20.2km/L以上
	741kg以上 856kg未満		17.8km/L以上	19.6km/L以上
	856kg以上 971kg未満		17.3km/L以上	19.0km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		16.8km/L以上	18.5km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		14.7km/L以上	16.1km/L以上
	1,196kg以上1,311kg未満		13.2km/L以上	14.6km/L以上
	1,311kg以上1,421kg未満		12.2km/L以上	13.4km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満		11.3km/L以上	12.4km/L以上
	1,531kg以上1,651kg未満		10.5km/L以上	11.6km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満		10.0km/L以上	12.6km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満		9.5km/L以上	12.3km/L以上
	1,871kg以上1,991kg未満		9.2km/L以上	12.2km/L以上

	1,991kg以上2,101kg未満			12.0km/L以上
	2,101kg以上			11.7km/L以上

- 備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。
- ア 最大積載量を車両総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。
- イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。

表 3－2 LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準値

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
			構造B	12.7km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	12.9km/L以上
			構造B	12.1km/L以上
		828kg以上		11.7km/L以上
軽量貨物車	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t以下のものに限る）	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		7.3km/L以上
		1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
			構造B	8.8km/L以上
		1,266kg以上		8.1km/L以上

表 4 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係るJH25モード燃費基準値

区 分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	6.79km/L以上	9.06km/L以上
車両総重量が 6t超 8t以下		7.34km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下	5.99km/L以上	6.05km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	5.51km/L以上	5.76km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5.01km/L以上	5.03km/L以上

車両総重量が 14t超16t以下	4.29km/L以上	5.02km/L以上
車両総重量が 16t超		4.88km/L以上

表5 トラック等（車両総重量3.5t超）に係るJH25モード燃費基準値

区 分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	12.78km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	11.33km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	10.06km/L以上
	最大積載量が3t超	9.41km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.97km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下		7.09km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		7.07km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		6.10km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		5.60km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.64km/L以上
車両総重量が 20t超		4.20km/L以上

表6 トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係るJH25モード燃費基準値

区 分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	2.95km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.20km/L以上